

虐待防止のための指針

合同会社 Fusion

放課後等デイサービス MOVE

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

合同会社 Fusion が運営する放課後等デイサービス MOVE では、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置を定め、すべての職員がこれを認識し、本指針を厳守して福祉の増進に努めます。施設内における虐待を防止するために職員へ研修を実施します。

2. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置

虐待防止に努める観点から、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を組成します。なお、本委員会の統括責任者は管理者とし、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、看護師等を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とします。

委員会は統括責任者が招集します。（年 2 回以上）

委員会の議題は次のような内容について協議するものとします。

- ・虐待防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関する事
- ・虐待防止のための職員研修の内容に関する事
- ・虐待等について、職員が相談、報告出来る体制、整備に関する事
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ・虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関する事
- ・再発防止策を講じた際に、その結果についての評価に関する事

委員会は職員セルフチェックシート、虐待早期発見チェックリスト等を使用し虐待の早期発見に努めます。

(2) 虐待に関する責務等

虐待防止に関する統括は統括責任者が行い責任者は管理者とする。

虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針に従い日常的な虐待防止を啓発、普及する為に職員に対する研修の実施を図ると共に、日常的な虐待防止の取り組みを推進する。

また、責任者は虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

- 1 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容 等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

2 具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ① 虐待防止法の基本的考え方の理解
- ② 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ③ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ④ 発生した場合の改善策

3 実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

1 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

2 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

1 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します

2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

虐待防止のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表します。

附則 この指針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

委員会の構成と役割

虐待防止検討委員会の責任者	事業所管理者
虐待防止対策の担当者	事業所児童発達管理責任者
各担当職員のチェックリスト、ヒヤリハット事例の報告・分析	児童発達支援管理責任者 児童指導員
第三者及び専門家	必要に応じて法人役員、協力医療機関の医師、地域包括支援センター或いは行政の担当者等